

2016年6月15日

## 2016年6月定例会 一般質問

民進党・県政クラブの田辺一城です。通告に従い、政務調査に基づき、一般質問をさせていただきます。今回は、これまでも政策形成を求め、取り組みを推進していただいている「防災・減災体制の強化」をテーマに設定し、熊本・大分地震を受けて見えてきた本県の課題も踏まえながら、知事に質問・提案させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、災害時に自力での避難が難しい高齢者や障がい者ら「避難行動要支援者」の避難支援に関わる個別計画の策定促進についてお聞きします。

私は2012年12月定例会・一般質問でこの問題を初めて取り上げ、以後、本県の取り組みを注視し、本年2月定例会・予算特別委員会の質疑においても課題を指摘していました。あらためて申し上げますと、個別計画の策定とは、避難の際に支援が必要な一人一人に対し、その支援者を一人一人、はり付けていく作業です。災害発生時、要支援者のAさんの家に、近所のBさんが駆けつけ、声をかけ、介助しながら避難所に連れて行く、その計画を個々別々につくることです。

知事は3年半前の質問に対する答弁で、「個別計画については総合計画の最終年度の平成28年度末(今年度末)までに55団体、策定率91%を目指す」と表明していました。消防防災指導課の調べによると、本年4月1日現在、計画策定済みの市町村は54に上り、一見して、前向きな状況にも受け取れます。しかし、この54という数字は、「要支援者1人以上の計画を策定済み」の市町村が計上されています。つまり、仮に要支援者が自治体内に1000人いても最低1人分について個別計画を策定していれば、999人分の計画が策定されていなくても、計画策定済みの市町村としてカウントされており、実態を正確に反映していないといえます。これを踏まえると、本県の総合計画における目標の設定方法は、果たして適切なのか、疑問が生じます。

そうした問題意識を持ったうえで、本県の個別計画策定の現状を考えます。まず大前提として、計画を策定するためには、市町村が要支援者に対し、避難行動要支援者名簿に登載された個人情報を活用することについて、本人の同意を取る必要があります。要支援者名簿は、本県の60市町村すべてでようやく完成し、県全体で18万

3000 人に上ることが分かりました。そのうえで、個人情報を活用することの本人同意を得られた人のうち、実際に計画が策定された人数は県全体で 3 万 3000 人、要支援者全体の 18%に止まっていることが判明しています。

この問題の大きな論点が、避難行動要支援者名簿の登載者から本人同意が得られるかどうか、そして、本人同意を得られた人について確実に個別計画を策定できるかどうか。そして、これまでの調査を踏まえると、市町村によって、これらの進捗に大きな格差があることが想定され、その実態を正確につかんでおく必要があります。

★そこで、知事にお聞きします。市町村によっては個人情報活用の同意を取れていないケースが多いとも聞いています。現在、要支援者のうち同意が取れている人がどれほどいるのか、県全体と各市町村の実態をお聞きします。また、同意が取れた人すべてについて個別計画を策定できている市町村がどれほどあるのか、お聞きします。一方、同意が取れようが取れまいが、全ての要支援者について個別計画を策定することが市町村に求められていることを踏まえ、市町村ごとに見て要支援者のうちどれほどの人に計画が策定されているのか、つまり計画策定率にどれほどの違いが生じているのか、お聞きします。そのうえで、総合計画の目標設定に、「1 人以上の個別計画を策定済み」の市町村の数を設定したことは妥当ではなく、目標設定を「個別計画を策定済みの実人数」に早期に修正し、次期総合計画ではこれに基づき目標を設定すべきと考えます。これらを踏まえたうえで、避難行動要支援者の個別計画策定の本県の状況についての知事の評価と、県として果たすべき役割について、知事のお考えをお聞きします。

次に、2014 年 4 月に施行された改正災害対策基本法に基づき、市町村が指定を進めてきた指定緊急避難場所と指定避難所、福祉避難所の指定状況と、県民への周知について、お聞きします。

指定緊急避難場所と指定避難所は、地域ごとに、災害種別によって指定されますが、今回の熊本・大分地震を受け、県内市町村を独自に調べてみると、指定緊急避難場所と指定避難所が、福岡県防災ホームページの福岡県避難支援マップや市町村のホームページに示されていないなど、県民に周知されていないケースが散見されました。これは由々しき問題であり、早急に改善されなければなりません。

また、熊本・大分地震では、介護が必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では日常生活に支障がある方々に対応できるよう整備された福祉避難所について、当事者に認識されていないという事態が生じていました。本県の当事者やその家族の

方々の声を聞いても、確かに認知されていない実態があり、驚くとともに強い懸念を覚えたところです。

行政として周知のための「発信」を確実に行うことは公助の観点からもちろん重要ですが、発信された情報を受け取っていただくことはさらに重要です。自助、共助は主体的、能動的な行動があつてこそ成立するため、発信された情報を受け取っていただけないのであれば、行政が歩み寄り、例えば対象となる方々への住民説明会をきめ細かく開催し、「対話」で周知することが必要になってくると考えます。

★そこで、知事にお聞きします。現在、県内市町村における指定緊急避難場所と指定避難所、福祉避難所の指定状況はどのようになっているのか、お聞きします。そのうえで、防災マップやハザードマップの配布はもちろん、住民説明会、県防災ホームページの活用など、周知がどのように行われているか、実態をお聞きします。さらに、県としては、県の防災ホームページで 60 市町村すべてについて改正災害対策基本法に基づく指定状況を早急に反映すべきと思いますが、知事の考えをお聞きします。

次に、非常災害用井戸の普及拡大を図るため、認定制度を導入する重要性について提起します。

大規模災害時には、給排水管や水道施設が損壊し、水の確保が困難になる恐れがあります。飲料水は、市町村や事業者、個人それぞれの備蓄や応急給水で確保されるべきところですが、トイレ、掃除、洗濯などで大量に必要な生活用水、また消防用水は、十分な供給が行き届かない可能性が高いとされています。熊本・大分地震の発生後、地元の方と課題を検証する中で、こうした課題に話が及び、非常災害用井戸の必要性が挙げられました。

阪神大震災や東日本大震災の教訓から、災害時に水を確保する手段として、市町村が非常災害用井戸の認定制度を導入する際の指針となるガイドラインを策定したのが滋賀県です。2013 年 1 月に策定されたガイドラインを見ると、市町村が主体となり、あらかじめ井戸所有者から協力者を募り、災害時に近隣住民が利用できる井戸として認定され、登録された井戸は標識の掲示や広報紙、ホームページへの掲載、自主防災組織への情報提供などで周知されます。事業所の井戸も登録対象とすることができます。

★そこで、知事にお聞きします。まさに「共助」の精神から地域防災力の強化を図る非常災害用井戸は、大規模災害時の生活用水などの確保に重要な役割を果たすも

のであり、県として認定制度の導入ガイドラインを策定し、市町村における非常災害用井戸の普及拡大を図っていく必要がありますが、知事の考えをお聞きします。

最後に、本県として防災対策基本条例を制定する重要性について提起します。

大規模災害の防災対策を推進していくには、県民、自主防災組織、事業者、行政がそれぞれの責務と役割を着実に果たし、ボランティアなども含め、互いに緊密に連携していくことが重要となります。県民の皆さんに、災害の多発化、高齢化や家族形態の変化、地域の結びつきの希薄化、行政の公助だけでは災害対応は不十分にならないことを得ないことなどを厳に認識してもらい、様々な主体が協働できる社会をつくっていくことが必要と考えます。

今回の熊本地震を受け、本県の地域防災計画の内容の見直しや受援計画の策定も当然に必要であり、知事も今定例会で方針を明らかにされていますが、この際、多様な主体の協働をより実効性のある防災・減災体制として構築していくため、条例を策定することも提案します。

5月16日、日本弁護士政治連盟の幹事長や企画委員会メンバーの皆さんと横浜市内で意見交換を行いました。全国各地の自治体が独自に制定している防災対策基本条例の内容を詳細に研究しており、大変参考になりました。

近年の大規模災害の発生を踏まえ、北海道や宮城、東京、埼玉、三重、愛知、広島、宮崎、鹿児島などの都道府県や市町村で、防災対策基本条例を制定するケースが増えています。その意義は、自治体、団体、市民の役割分担のみを規定するのではなく、住民が自治体の意思決定過程に参加する規定を設けることで、地域独自の意思形成を可能とすることや、単なる防災対策基本法や防災計画の上塗りではなく、防災計画において定める事項を超えた事項の規定などにあります。

住民参加規程の例としては、埼玉県が条例7条で、「県民、事業者、専門家、ボランティア等は、県に対して震災の予防に関する技術的な提案をすることができる」「県は、前項の規定によりされた提案が震災の予防に資するものと認めるときは、その施策に反映させるよう努めなければならない」としたものがあります。また、人の集まる場所、危険物について災害時の混乱を防止する目的で、大規模事業者、危険物管理者などに届け出義務等を課す規定としては、東京都が条例10条で、「事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない」としており、研究

する弁護士によると事業者一般という広い対象者を想定している条例は珍しいといえます。さらに、11条では、「都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない」としています。

さらに、徳島県は条例 56 条で、特定活断層調査区域で、学校や病院、火薬類・石油類といった危険物を貯蔵する施設などの新築、改築または移転をしようとする者は、特定活断層の直上へのこれら施設の新築等を避けなければならない、と規制をしています。各都道府県の条例を詳細に検討していくと、このほかにも、建築物の外壁タイルや窓ガラスなどの落下対象物を定期的に点検し、防止策を講じる努力規定や、耐震診断や耐震改修についての行政指導を書き込んだ条例もあります。

災害時は飲料水や食糧、医療品をはじめ生活に必要な物資の供給の問題が発生するため、備蓄も重要です。本県が策定している備蓄基本計画については、これまでも議会で課題を指摘し、行政の皆さんと共有、取り組みの推進を図ってきているので今回は詳しく取り上げませんが、備蓄を含む家庭における災害予防対策についても、防災対策基本条例で規定する意義は大きいと考えます。

★そこで、知事にお聞きします。近年の大規模災害の発生を踏まえ、県民の生命と財産を守るため、他の都道府県の例も参考にしながら、本県としても防災対策基本条例を制定しなければならないと考えますが、知事の考えをお聞きします。

(4716 字)